

中種子町中小企業等事業継続支援金の申請要領について

令和2年5月29日

中種子町では、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている中小企業等（法人及び個人事業主。医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人も対象となります。）のうち、国の「持続化給付金」の対象とならなかった事業者を幅広く支援するため、支援金を支給します。

対象者

次のいずれにも該当する中小企業等が対象となります。

- (1) 町内に本店又は主たる事業所を置く中小企業等で、支援金の申請日時点において、町内で事業を継続して経営しており、今後も事業を継続する意思があること。
- (2) 2020年1月から5月までの間の1か月の事業収入が前年の同月と比較して10%以上50%未満減少していること。
なお、事業の経営が1年未満であって、前年同月との比較が困難な場合は、令和元年6月から令和2年4月までのうちの任意の連続する3か月の平均の事業収入と比較して10%以上50%未満の減少となっていること。
- (3) 国の持続化給付金を受けていないこと。
- (4) 事業収入が全収入の2分の1以上であること。
- (5) すでにこの支援金を支給されていないこと。
- (6) 中種子町暴力団排除条例（平成24年中種子町条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員等でないこと。

支給額

事業収入の減少率に応じて支援金を支給します。

事業収入の減少率	支給額
40%以上 50%未満	30万円
30%以上 40%未満	20万円
20%以上 30%未満	10万円
10%以上 20%未満	5万円

申請書類

- (1) 中種子町中小企業等事業継続支援金交付申請書兼請求書
(第1号様式)
- (2) 事業収入の減少に係る誓約書 (第2号様式または第3号様式)
- (3) 2019年確定申告書類
次の①から③のうちのいずれかを提出してください。
①法人：2019年確定申告法人事業概況説明書・表裏
②青色申告書：2019年確定申告書の第一表の控え及び所得税青色申告決算書の控え
③白色申告書：2019年確定申告書第一表の控え
なお、e-Taxを通じて申告を行っている場合は、「受信通知」を添付してください。また、申告書には、必ず收受日付印（受付日時の印字）が押印されていることを確認してください。
受信通知または收受日付印のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出してください。
- (4) 事業収入が減少した月の売上台帳等の写し
売上げ台帳，帳面，その他 2020年分の確定申告の基礎となる書類の写しを提出してください。
- (5) 通帳の写し（通帳を開いた1，2ページ目の写し）
- (6) 身分証明書の写し（個人事業者の方のみ）
運転免許証，マイナンバーカード，住民基本台帳カードなどの写しを提出してください。
- (7) 個人事業の開業届出書の写し又は商業登記簿謄本の写し
必要な方のみ提出してください。

申請に当たっての留意点

- (1) 町から検査，報告，是正のための措置について求めがあった場合には，これに応じていただくこととなります。
- (2) この支援金は，今後，確定申告に含める必要がありますので，税務上の処理については，ご注意ください。
(例) 法人の場合・・・益金
個人事業主の場合・・・事業所得の雑収入

支援金の振込

申請書類を受け付けた後、約2週間以内で振込予定です。振込に当たっては町から「中種子町中小企業等事業継続支援金交付決定通知書」を送付します。

申請期間

令和2年6月1日（月）～9月30日（水）

申請先

（1）商工業者の方

中種子町商工会へ申請書類をご持参ください（会員以外の方の申請も受け付けます）。なお、ご持参される際には、事前に電話で予約をお願いします。

（2）農業（茶・花き）及び漁業者の方

役場農林水産課へ申請書類をご持参ください。

お問い合わせ先

中種子町商工会：27-0222

中種子町役場 企画課 商工観光係 27-1111（内線 231）

中種子町役場 農林水産課 農政係 27-1111（内線 253）